今後の対応について

I 催物 (イベント・集会等) の開催制限について

11月19日、国の新型コロナウイルス感染対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が全部変更され、令和3年11月19日付け事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」により、イベント開催時に必要な感染防止対策等が変更されました。

これを受け、本県でのイベント開催時の要請内容について、II月25日以降、 次のとおり要請します。

Ⅱ 県民・事業者等に対する要請

県民及び事業者の皆様には、次のとおり協力を要請します。

Ⅰ 県民への要請

(1) 外出等

① 外出にあたっては、自ら基本的な感染防止対策(三つの密の回避、マスクの着用、手指衛生等)を徹底したうえで、目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策をよく確認して行動すること。

特に発熱等の症状がある場合は、外出や移動を避けること。

② 帰省や旅行など、県境をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底すること。

(2) 飲食

- ① 感染防止認証店*など、感染防止対策が徹底されたお店を選ぶこと。 ※ 感染防止認証店とは、感染防止対策の認証基準40項目全てを満たし、県が確認・認証した飲食店
- ② 人数にかかわらず感染対策が十分でない場合は、感染リスクが高くなる。 特に大人数での会食は、大声になり飛沫が飛びやすくなることから、別添 I 「感染リスクを避ける飲食店等の利用について」を遵守し、感染対策が十分 でない場合は、会食を控えること。
- ③ 長時間の会食は、気分の高揚、注意力の低下により大声になりやすいため、 控えること。
- ④ 会話の際は、マスクを着用し、大声を出さないこと。(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)
- ⑤ 屋外の飲食であっても、人との距離の確保、会話の際のマスク着用などの 感染防止対策を徹底し、大声での会話など感染リスクが高くなる行動は避 けること。

(3) カラオケ設備の利用

- ① 歌唱の際はマスクを着用し、人との距離を2m以上確保すること。
- ② マイク等は、利用する者が変わる都度消毒を行うこと。

③ 座席の間隔を1m以上確保し、正面の着座は避けること。

(4) 基本的な事項

- ① 三つの密の回避、マスクの着用、手指衛生(手洗いなど)等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ② 電車・バス・タクシー等の公共交通機関を利用する際は、常にマスクを着用し、大声での会話を控えること。
- ③ ワクチン接種後も、マスクを着用するなど、引き続き、感染防止対策を行う こと。

2 飲食店への要請

- (I) 感染防止対策の徹底
 - ・別添 | 「感染リスクを避ける飲食店等の利用について」を遵守すること。
 - ・感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得申請に努めること。

(2) カラオケ設備の利用店

- ① マイクやリモコン等は、利用する者が変わる都度、必要に応じて消毒を行う こと。カラオケボックス等においては、各部屋に消毒設備を設置すること。
- ② 飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)においては、 不特定多数の者が一同に会してカラオケ設備を利用することから、特に換 気や人との距離の確保を徹底すること。

3 催物(イベント・集会等)の取扱い

(1) 催物(イベント・集会等)の開催制限(特措法第24条第9項) 期間:令和3年11月25日(木曜日)0時から当面の間 ※ 詳細は別添2「催物の開催制限等について」のとおり。 ① 5,000人超かつ収容率50%超のイベント(大声なし)

イベント主催者等が感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けること。

- ・人数の上限 収容定員まで
- ・収容率の上限 100%

② それ以外の場合

感染防止安全計画を策定しないイベントについては、イベント開催時に別添「イベント開催時に必要となる感染防止策」への対応状況をホームページ等で公表し、イベント終了日から | 年間保管すること。

ア 収容定員が設定されている場合

人数の上限 5,000 人又は収容定員の50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を50%(大声あり)又は100%(大声なし)

イ 収容定員が設定されていない場合

大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なしのイベントは人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること。なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

(2) その他の要請

- ① 催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドラインを遵守すること。
- ② 主催者は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。

4 事業者等への要請

(1) 職場への出勤等

- ① 在宅勤務(テレワーク)の活用、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を 低減する取組を行うこと。
- ② 職場においては、業種別ガイドラインに従った感染防止のための取組み* を行い、「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。

特に、「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。感染防止対策の徹底のため、ビル管理者等は CO₂センサー等により換気の状況を確認すること。

- ※基本的な感染防止対策の徹底(手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離 確保)、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、軽症状者に対する抗原簡易 キット等を活用した検査の推奨、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛、出張に よる職員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得・職員寮等 の集団生活の場での対策
- ③ 自社の従業員に対し、職場の内外を問わず感染防止対策の徹底を呼びかけること。感染対策が徹底されていない飲食店の利用を控えるよう求めること。

(2) 高齢者施設等に対する要請

高齢者施設等における基本的な感染防止対策を再確認するとともに、以下の取組を積極的に進めること。

- ① 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。
- ② 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申出しやすい環境づくりに努めること。
- ③ 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- ④ 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手 指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。
- ⑤ 施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。

⑥ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して 感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。

5 学校等の取扱い

学校教育活動は、三つの密の回避やマスクの着用等の基本的な感染防止対策を徹底した上で実施し、児童・生徒・学生等への注意喚起を徹底するよう要請する。

特に、部活動、課外授業等においては、学校の管理職員及び職員に対し、 感染防止対策の徹底を図るよう要請する。

6 県主催イベントの対応について 上記3と同様の取扱とする。

なお、上記の対応状況は、県のホームページに随時掲載する。

感染リスクを避ける飲食店等の利用について			即红石
	飲食店等の遵守事項	利用者の遵守事項	別添1
レストラン・居酒屋等	 ○利用者間の距離の確保等 ・座席は、真正面の配席を避け、座席間隔を1m以上確保する。又はテーブル上にアクリル板等を設置し区切る。 ・テーブル間は1m以上の間隔をあけるか、アクリル板等で区切る。 ・カウンター席の間隔は1m以上確保する。又はカウンターテーブル上にアクリル板等を設置し区切る。 ○換気の徹底 ・30分に1回、5分程度2方向の窓を全開等で十分な換気を確保する。 ○利用者への呼びかけ等 ・飲食時以外のマスク着用を徹底するよう促す。 ・入店時に検温・手指消毒を促す。 ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話は避けるよう促す。 ・滞在時間が長時間(2時間以上)とならないよう促す。 ・ブループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控えるよう呼びかける。 ○カラオケ設備の利用店 ・マイクやリモコン等は、利用する者が変わる都度、必要に応じて消毒を行うこと。カラオケボックス等においては、各部屋に消毒設備を設置すること。 ・飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)においては、不特定多数の者が一同に会してカラオケ設備を利用することから、特に換気や人との距離の確保を徹底すること。 	 ○予約時 ・感染防止認証マーク掲示店など、利用者間の距離の確保や換気の徹底飲食店を利用する。 ○利用時 ・利用する飲食店等の感染防止対策を守り、協力する。 ・飲食時以外マスクを着用する。 ・入店時に検温・手指消毒を行う。 ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話など、感染リスは控える。 ・長時間(2時間)を超える飲食店の利用は控える。 ・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控のカラオケ設備の利用時 ・歌唱の際はマスクを着用し、人との距離を2m以上確保すること。 ・マイク等は、利用する者が変わる都度消毒を行うこと。 ・座席の間隔を1m以上確保し、正面の着座は避けること。 	くクが高まる行
宴会場	○利用者間の距離の確保等 ・食事を提供する場合は収容定員の50%以内とする。 ・食事の提供は着席形式とする。(立食形式は提供しない) ・座席は、真正面の配席を避け、座席間隔を1m以上確保する。またはテーブル上にアクリル板等を設置し区切る。 ・テーブル間は1m以上の間隔をあけるか、アクリル板等で区切る。 ・挨拶者(ステージ)と参加者間との距離は2m以上確保する。又はアクリル板等を設置し区切る。 ○換気の徹底 ・換気用機械や扉の開放等により場内換気を行う。 ○利用者への呼びかけ等 ・主催者に対し、参加者を把握できるよう事前登録制などを促す。	○予約時 ・主催者は参加見込み数をもとに人との距離(着席時 1m以上)が確保場を選定する。 ・食事を提供する場合は収容定員の 50%以内の開催とする。 ・立食形式は控える。 ○利用時 ・利用する宴会場の感染防止対策を守り、協力する。 ・飲食時以外はマスクを着用する。 ・入店時に検温・手指消毒を行う。 ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話など、感染リスは控える。 ・長時間(2時間)を超える利用は控える。 ・テーブル間の移動は控える。	

・飲食時以外はマスクを着用するよう、場内アナウンス等により促す。

・滞在時間が長時間(2時間以上)とならないよう促す。

・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話は避けるよう促す。

・入店時に検温・手指消毒を促す。

・テーブル間の移動は控えるよう促す。

催物の開催制限等について

1 催物の開催制限等の要請

催物(イベント・集会等)の開催制限等については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、11月25日(木曜日)から当面の間、イベント主催者及び施設管理者に以下のとおり要請する。

2 イベントの開催制限の目安等

イベント主催者及び施設管理者はイベントを開催する場合、別紙 1 「イベント開催等における必要な感染防止策」に留意すること。

- ① 別紙2「感染防止安全計画」を策定し、県による確認を受けた場合 人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%(大声なし)とする。
 - ※「感染防止安全計画」は、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出すること。提出後に計画の変更が必要になった場合には、イベント開催日直前の連絡となることがないよう、必要になった段階で速やかにイベント主催者等から県に連絡・相談すること。

② それ以外の場合

人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を50%(大声あり)又は100%(大声なし)とする。

なお、この場合、別紙3「感染防止策チェックリスト」をイベント主催者等が作成・HP 等で公表すること。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、イベント等の開催に当たっては、接触確認アプリ(COCOA)の活用について、主催者等に周知すること。

実際のイベントが大声での歓声、声援等が想定されるか否かについては、「大声」を「観客等が、 (ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

<大声の具体例>

観客間の大声・長時間の会話

スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱

※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

3 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が公示された場合の取扱い

感染防止安全計画について県の確認を受けたのち、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施する旨の公示が行われ、当該措置期間中にイベントを開催することとなった場合は、原則、緊急事態措置の目安(10,000人)又はまん延防止等重点措置の目安(20,000人)を超える入場者に対しては、ワクチン・検査パッケージ制度を適用すること。

5,000人を超えるイベントのチケット販売については、慎重を期すこと。

4 留意事項

感染拡大防止に必要な取組の継続等

- ・収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人と の間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なしのイベントは人と 人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること。
- ・なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ・飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントについては、感染者が飲食した場合の周辺への感染リスクを高める可能性があることから、飲食専用エリア以外(例:観客席等)においては自粛を求めること。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。
- ・イベント開催後、「感染防止安全計画」を策定した主催者は、別紙4「イベント結果報告フォーム」を1か月以内に県に提出すること。結果報告については、同様のイベントの場合は、問題発生時に速やかに提出すること。
- ・同様のイベントを複数回・複数日開催する場合は、初回にまとめて提出可能 とする。また、緩和後の人数上限を超える場合は、安全計画の中にワクチ ン・検査パッケージの実施に係る手順等を盛り込むこと。
- 5 問題が確認されたイベント主催者等への対応等について 収容人数に関わらず、開催後に大声の発生が確認された場合は、今後のイベ ントは収容率を50%とする

【 添付資料 】

別紙 1 「イベント開催等における必要な感染防止策」

別紙2 「感染防止安全計画」

別紙3 「イベント開催時のチェックリスト」

別紙4 「イベント結果報告フォーム」

別紙5 「感染状況に応じたイベント開催制限等について」

項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制(マスク着 用や大声を出さないこ と)の徹底	□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク(品質の確かな、できれば不織布)の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる *大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、①反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 *大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 *飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 *適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」参照。
②手洗、手指・施設消毒 の徹底	□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の 設置や場内アナウンス等の実施) □主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上・ 1回に5分間以上)の徹底 *室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 *屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 *必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。

イベント開催等における必要な感染防止策

項目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	□入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間差入退場等)の実施 □休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 *入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 *「大声あり」の場合、座席間は1席(立席の場合できるだけ2m、最低1m)空けること。
⑤飲食の制限	□飲食時における感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外(例:観客席等)は自粛 *発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断(提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討)

イベント開催等における必要な感染防止策

項目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	□有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する者)は出演・練習を控えるなど日常からの出演者(演者・選手等)の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検 査等の対策が必要。 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(誘導スタッフ等必要な場合を除く)
⑦参加者の把握・管 理等	□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービス(BluetoothやQRコードを用いたもの等)を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン(該当する業種において策定されている場合)を遵守すること。

感染防止安全計画

1. 開催概要

※「感染防止策チェックリスト」の開催概要の添付でも可

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)			
出演者・				
チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)			
開催日時		(時 分 ~ 時 分) 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。		
開催会場	(会場のURL等があれば	(会場のURL等があれば記載)		
会場所在地				
主催者				
所在地				
連絡先	先 (電話番号、メールアドレス)			
ाम इंद्र क	収容定員あり	収容定員なし		
収容率 (上限)	100%	□ 人と人が触れ合わない程度の間隔		
(工限/	いずれか	いずれかを選択 (いずれも大声がないことを担保)		
収容定員	00,000Д	_		
参加人数	00,000人			
ワクチン・				
検査パッケ	□ 緊急事態措置区域:人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和			
ージ制度の	□ まん延防止等重点措置区域:人数上限 20,000 人を収容定員まで緩和			
活用				
7 O III				
その他				
特記事項				

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは 「大声あり」に該当するものとする。

2. 具体的な対策

①飛沫の抑制(マスク着用や大声を出さないこと)の徹底

くチェック項目>

- □ 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク(品質の確かな、できれば不織布)の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる
 - (※) 大声の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とする。

<具体的な対策>

<記載項目(例)>

- マスクを着用しない者や大声を出す者に対する個別注意等の具体的 方法の検討・実施
 - ▼スクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客の退場措置の 事前準備・周知(チケット購入時の約款に明記等)。
 - 応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整。
 - 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底の ための実施計画。
- 新たな鑑賞・応援方式を根付かせるための取組の工夫(演者からの呼びかけ等)

②手洗、手指・施設消毒の徹底

くチェック項目>

- ロ こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施)
- ロ 主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつこま めな消毒の実施

<具体的な対策>

<記載項目(例)>

- > 具体的な手洗場、手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施
- 施設内の消毒(箇所・頻度等)の計画の検討・実施
- ▶ アナウンス等での手洗・手指消毒の呼びかけ

③換気の徹底

くチェック項目>

□ 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上・1回に5分間以上)の徹底

<具体的な対策>

<記載項目(例)>

- ▶ 各施設の設備に応じた換気計画の検討・実施
 - 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な 換気計画の策定。
 - CO2 測定装置による常時モニターや映像解析を活用した換気状況 を確認するための手法の検討・実施。
 - 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス。

4 来場者間の密集回避

くチェック項目>

- □ 入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間差入退場等)の実施
- □ 休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等 の体制構築
- ロ 人と人とが触れ合わない間隔の確保

<具体的な対策>

<記載項目(例)>

- ▶ 開場時間の前倒しや時間差・分散退場の実施、交通機関との連携(駅付近の混雑度データを踏まえた増便等)による誘導計画
- ➢ 密になりやすい場所での足形マークの設置、マーキング、誘導員等の 配置による誘導等の実施計画
- > CO2 測定装置等を活用した混雑状況の把握・管理と適切な誘導
- 収容率を踏まえた、密集回避に適した観客席の座席配置の工夫

5飲食の制限

くチェック項目>

- □ 飲食時における感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底
- ロ 飲食中以外のマスク着用の推奨
- □ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外(例:観客席等)は自粛(ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない)
- □ 自治体の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断(提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討)

<具体的な対策>

<記載項目(例)>

- ▶ 飲食可能エリアにおける飛沫感染等を低減する具体的な感染防止策 の策定
- ▶ 飲食・アルコールを必要最小限に抑える方策の検討・実施
- ▶ 安全なイベント開催のための、飲酒による大声発生等の問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等の対策を事前に周知

6出演者等の感染対策

くチェック項目>

- □ 有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する者)は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する
- □ 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の 関係者間での感染リスクに対処する
- □ 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(誘導スタッフ等必要な場合を除く)

<具体的な対策>

<記載項目(例)>

- ▶ 日常から行う出演者やスタッフ等の健康管理方法の検討
 - 出演者やスタッフ等の必要に応じた検査の実施。
 - 健康アプリの活用等。
- ▶ 出演者やスタッフ等と観客の接触防止策(動線計画・ファンサービスの自粛等)の策定、出演者やスタッフ等及び観客双方への呼びかけ

- (2) 000000000 00000000000000000000000

⑦参加者の把握・管理等

くチェック項目>

- ロ チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握
- 口 入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止
- 口 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の 注意喚起

<具体的な対策>

<記載項目(例)>

- ▶ チケット購入時の参加者の連絡先把握
- ➤ COCOA や各地域の通知サービス等による来場者情報の把握・管理手法 の確立(アプリ等の確実なダウンロードや来場者情報を把握するた めの具体的な措置の検討)
- ▶ 直行・直帰等のイベント前後の感染対策に関する具体的な措置
 - 会場での直行・直帰の呼びかけ。
 - 警備員による公共交通機関への誘導等。
- ▶ 検温・検査実施のための体制・実施計画
- ▶ 有症状者の入場を防止できるキャンセルポリシーの整備

(記載欄)

※提出時には、イベントのチラシや計画書等(既存資料)、参考とした業種別 ガイドライン等も添付してください。 3~4は、該当する場合のみ記載してください。

3. ワクチン・検査パッケージ制度に関する実施計画

- ※緊急事態措置やまん延防止等重点措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載
- ※「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)及び「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」(令和3年11月19日付け事務連絡)及び「「ワクチン・検査パッケージ」の実施に係る留意事項等について」(令和3年11月19日付け事務連絡)を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

	「ワクチン接種歴」及び「検査結果」のいずれも対象としている。
	実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。 (記載欄)
	(a C 年以 们 則 <i>)</i>
П	「ワクチン接種歴」及び「検査結果」の確認方法について具体的に記載し
	てください。
	(記載欄)
	抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける た原常性検査の実施再網」(合和2年11 日10日代は東政連絡)に従い
	抗原定性検査の実施要綱」(令和3年11月19日付け事務連絡)に従い、 適切に実施している。
	その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従 い、適切に実施している。

4. 専門家との調整状況 ※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家:(所属)

(氏名)

主な助言内容:

別紙3

【第1版(令和3年11月版)】

本項目では、チェックリストを記入する前に、イベント 開催 概要 の情報をご登録ください。 イベント名 (開催案内等のURLがあれば記載) 出演者・ チーム等 (多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。) 令和 年 分 時 時 月 В 分 開催日時 (複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。) 開催会場 会場所在地 主催者 主催者 所在地 主催者 (メールアドレス) (電話番号) 連絡先 **(**%) 人と人とが触れ合わない 100% (大声なし) 程度の間隔 収容率 (上限) 50% **(**%) 十分な人と人との間隔 (できるだけ2m、最低1m) (大声あり) 収容人数 人000人 参加人数 00,000人 その他 (大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わない 特記事項 ことを担保する具体的な対策を記載ください。)

(※)大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、 これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当す ることと整理する。 **1**

感染防止策チェックリスト

【第1版(令和3年11月版)】

基本的な 感染防止 イベント開催時には、下記の項目(イベント開催時の必要な感染防止策)を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

①飛沫の抑制 制(マスク 着用や大声 を出さない こと)の徹 底	【大声なしの場合】 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制する ため、適切なマスク(品質の確かな、できれ ば不織布)の正しい着用や大声(※)を出さ ないことを周知・徹底し、そうした行為をす る者がいた場合には、個別に注意、退場処分 等の措置を講じる。 (※)大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量 で、②反復・継続的に声を発すること」とする。 【大声ありの場合】 「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声 を出す行為」と読み替える。		
②手洗、手 指・施設消 毒の徹底	□ こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。)。 □ 主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつこまめな消毒の実施。		
③換気の徹 底	法令を遵守した空調設備の設置による常時換 気又はこまめな換気(1時間に2回以上・1 回に5分間以上等)の徹底。		
④来場者間 の密集回避	□ 入退場時の密集を回避するための措置(入場 ゲートの増設や時間差入退場等)の実施。 □ 休憩時間や待合場所での密集も回避するため の人員配置や動線確保等の体制構築。 □ 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合 わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保		

感染防止策チェックリスト

【第1版(令和3年11月版)】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目(イベント開催時の 必要な感染防止策)を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントご との具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

⑤飲食の制 限	 □ 飲食時の感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底。 □ 飲食中以外のマスク着用の推奨。 □ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外(例:観客席等)は自粛。 □ 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断(提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討。)。
⑥出演者等 の感染対策	□ 有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する者)は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。 □ 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 □ 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(誘導スタッフ等必要な場合を除く。)。
⑦参加者の 把握・管理 等	□ チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。 □ 入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。 □ 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン(該当する業種において策定 3 されている場合)を遵守すること。

イベント結果報告フォーム 別紙4

○イベントの情報(公表する場合、*については適宜)

イベント名	
出演者、チーム	
開催日時	
主催者	
主催者所在地(都道府県) *	
主催者所在地(市区町村) *	
主催者所在地(番地等) *	
開催会場(名前)	
都道府県	
都道府県コード	
会場所在地(市区町村)	
会場所在地(番地等)	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数(不明の場合は"ー"を入力)	
催物の類型	
安全計画策定の有無	

○感染者の参加 →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者発生の有無			
感染者数及び確認時点	○,○○○人(○月○日時点)		
疑われる感染の態様			
対応状況			
考えられる感染の原因			
※イベント自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください			
○感染防止策不徹底(感染防止安全計画の記載内容の未実施等を含む)			
感染防止策不徹底の有無			
具体的な不徹底事由			
不徹底の原因			
今後の改善策 (具体的行動、スケジュール)			

感染状況に応じたイベントの開催制限等について

【別紙5】

		感染防止安全計画策定(注1)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外	人数上限(※3)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
の区域	収容率(※3)	100%(注2)	大声なし: 100% 大声あり: 50%
重点措置	人数上限(※3)	20,000人 (ワクチン・検査パッケージ制度の 適用により、収容定員まで追加可)	5,000人
地域 	収容率(※3)	100%(注2)	大声なし: 100% 大声あり: 50%
緊急事態	人数上限(※3)	10,000人 (ワクチン・検査パッケージ制度の 適用により、収容定員まで追加可)	5,000人
措置区域	収容率(※3)	100%(注2)	大声なし: 100% 大声あり: 50%

[※]遊園地など集客施設等については、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

⁽注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

⁽注2) 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提。

⁽注3) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。